

第3回「第7次出入国管理政策懇談会」 議事録

開催日時：平成29年3月3日（金）
午後2時00分から4時00分まで
於：東京高等検察庁17階第二会議室

[出席委員]

田中座長，安富座長代理，青山委員，明石委員，秋月委員，市川委員，井上委員，岡部委員，奥脇委員，高橋委員，滝澤委員

[入国管理局側出席者]

和田入国管理局長，佐々木官房審議官，丸山入国在留課長，君塚審判課長，清水警備課長，堀場出入国管理情報官，小新井参事官，根岸企画室長，福原難民認定室長，田口在留管理業務室長，磯部国際室長，近江出入国管理情報企画官

1 開 会

○田中座長 これより第7次出入国管理政策懇談会第3回会合を開催いたします。

本日は御多忙のところ，本懇談会に御出席いただきまして，誠にありがとうございます。

まず最初に，今年の1月17日付けで入国管理局長の異動がございましたので，一言御挨拶をお願いいたします。

○和田入国管理局長 本年1月17日付けで法務省入国管理局長を拝命いたしました和田でございます。前任の井上同様，よろしくをお願いいたします。

本日は御多忙中のところ，本懇談会に御参加いただき，誠にありがとうございます。

第7次出入国管理政策懇談会につきましては，昨年9月の立ち上げ以後，既に2回の会合を開催させていただいております。

特に，前回会合におきましては，高度外国人材の受入れにつきまして，「日本再興戦略2016」に掲げられました「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設でありますとか，高度人材ポイント制の見直しについて御議論をいただき，多くの貴重な御意見を頂戴したと伺っているところでございまして，改めてこのことについて御礼を申し上げます。

委員の皆様方には，引き続き幅広い観点から活発に御議論いただきますよう，よろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが，私の挨拶とさせていただきます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは，これより議事を進めさせていただきます。

本日の議題は，「出入国審査について」でございます。

初めに，事務局から説明をいただきまして，その後，皆様方から御質問や御意見をい

ただきたいと思います。

2 出入国審査について

○田中座長 それでは、丸山入国在留課長から説明をお願いいたします。

○丸山入国在留課長 入国在留課長の丸山でございます。

それでは、お手元の資料に沿って順次、御説明させていただきます。

まず、資料1ページを御覧ください。出入国審査の中で、まず喫緊の課題ということで二つ掲げてございます。

一つは、平成28年3月に安倍総理を議長とする「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において、「明日の日本を支える観光ビジョン」が決定されておりまして、2020年までに訪日外国人旅行者を4,000万人、2030年までに6,000万人を目指すとしてございます。

また、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されまして、入国管理局としましては、急増する観光客等に対する円滑な入国審査を実施する一方で、テロの未然防止対策を対応しなければならないというところがございます。

そういった背景を踏まえまして、出入国の審査のあらゆる分野において、入管業務の高度化を図り、円滑化と厳格化を高度な次元で両立するということを目指して、日々取り組んでいるところでございます。

まず、1ページ目の資料の左下が、円滑化に対する要請ということでございます。

御案内のとおり、近年、外国人旅行者数、次のページにも記載しておりますけれども、急増しているところでございまして、具体的には2013年に初めて1,000万人台を突破して、1,036万人となっております。

それが昨年には約2,404万人ということで、3年間で2.3倍と急増しているところでございます。

このような状況を背景としまして、昨年5月には「観光ビジョン実現プログラム2016」が、観光立国推進閣僚会議において決定され、空港での入国審査に要する最長審査待ち時間を20分以下に短縮することを目指すということが目標数値として掲げられております。

入国管理局としましては、これから順次御説明いたします取組を進めまして、円滑な入国審査に努めているところでございます。

次に、右側でございますけれども、こちらは厳格化に対する要請でございます。

昨今、テロの脅威が増大しているところ、2015年のシリアでの邦人殺害テロ事件を始めとし、パリでの連続テロ事件や、ベルギー・ブリュッセルでも連続テロ事件が発生しているところでございます。

また、昨年7月に発生したバングラデシュ・ダッカでのテロ事件におきましては、日本人7人が犠牲になっておりますので、我が国においてもテロの脅威が目前に迫っていると考えられるところであります。

入国管理局としましては、テロリスト等、出入国管理上のリスクの高い者の入国を、確実に水際で防止することに努めているところでございます。

詳細については、まずは円滑化の審査を御説明させていただいた後、述べさせていただきます。

それでは、2ページ目でございます。

こちらは先ほど申し上げた内容の政府の方針でございますとか、訪日外国人旅行者数等を資料で説明させていただいたところでございますけれども、繰り返して恐縮ですが、昨年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン」が決定されてございまして、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人を目指すこととされているほか、訪日クルーズ船でございまして、クルーズ旅客を2020年までに500万人を目指すこととされております。

また、この対応としまして、世界初の出入国審査パッケージの導入や、世界最高水準の技術を活用し、革新的な出入国審査の実現を図る取組を実施することが掲げられているところでございます。

この点につきましては、7ページ以降で順次御説明させていただきます。

その他の政府方針としましては、昨年6月に閣議決定されております、「日本再興戦略2016」において、出入国手続を円滑・快適に行えるよう、CIQに係る必要な物的・人的体制の整備を進めることとされております。

また、先ほど御説明しました「観光ビジョン実現プログラム2016」におきましては、入国審査待ち時間の目標数値が掲げられているところでございます。

訪日外国人旅行者数の推移につきましては、御覧のページの右上のとおりでございます。

若干凸凹がございましたが、平成25年以降、急激に増加しているところでございます。

また、右下の方でございますが、こちらは主要空港におけます平均最長審査待ち時間の推移でございます。待ち時間の計測方法につきましては、後ほど別途資料で御紹介いたしますが、この統計自体は30分ごとに審査待ち行列の一番後ろの方に調査票をお配りして、それをブースの方で回収するということで、大体の目安ということで今まで集計してきたものでございます。

御覧のとおり、福岡空港、羽田空港につきましては、平成27年、平成28年と変更ございませんが、その他はおおむね成田空港を除きますと、平成28年に向けて少し改善が図られているような状況でございます。

続きまして、3ページ目でございます。

こちらが空港や港で行っております、通常の入出国審査の流れの説明でございます。

外国人の方については、入国時に審査を、出国時にその確認を行っておりますし、日本人の方につきましては、出国時及び帰国時ともにその確認という行為でございます。

ということで、これを御覧になると分かりますとおり、出入国審査の中で一番メインの権限を行使する部分は、外国人の入国、上陸許可のところでございます。

まず、外国人の入国審査でございますが、申請者の方は入国審査官に対して、旅券、査証及び外国人入国記録、通称「EDカード」と申しておりますが、御提出いただいて上陸申請を行います。

その後、指紋や顔写真といった個人識別情報を提供していただきます。

そして、入国審査官は旅券等が有効であるか否か、提供を受けた指紋や顔写真がブラックリストに該当するか否かを確認するとともに、申請者の入国目的や活動内容を確認し、資料の中段右側に記載しております、上陸のための条件に適合しているかどうかということを個別に判断しているところでございます。

この中の上陸のための条件の中で、「④入管法第5条に定める上陸拒否事由に該当していないこと」という記載がございますが、主な上陸を拒否する事由としましては、我が国から過去一定期間内に退去強制をされたことがあることであるとか、一定以上の刑罰法令違反があることなどが代表的な上陸拒否事由でございます。

続きまして、個人識別情報の提供に関して、5ページを御覧ください。

個人識別情報の提供方法について、写真を付けております。

この個人識別情報の提供につきましては、平成19年11月から開始しております。その際、取得しました指紋情報等につきましては、過去に我が国から退去強制された者などの、いわゆるブラックリストと照合しております。

ただ、制度導入後、このシステムをかいくぐろうとして、特殊なテープを指先に貼り付けるなどの偽装指紋事例が明らかになったことから、指紋取得機器の改修を行い、指紋や指の状態を入国審査ブース内のディスプレイで、入国審査官が確認できるよう、改修を行っているところでございます。

このように個人識別情報を活用した審査の結果、上陸を認められなかった者は、右下の表のとおり、昨年は1,240人に達しております。

近年、増加傾向にございますのは、一つは入国者全体が増えているということがございますのと、あとは査証緩和措置の一環で、査証免除の国が少し増えてきたということがございまして、従前ですと在外公館における査証申請の段階で、上陸拒否事由に該当するという事で、査証が発給されないという方もいたわけですけれども、そういう方の一部が査証が免除されたことによって、日本の空港や港まで来ることができるようになったということで、空港の審査の段階でこのブラックリストとの照合で該当する件数が増えているということもあろうかと思えます。

このような審査を経て、上陸のための条件に適合している場合は、申請者の旅券に上陸許可の証印を行います。適合していない場合には原則として入国を認めることはございません。

3ページの方にちょっと戻っていただきますと、一方、出国の確認というのが左下に書いてございますが、入国審査官は提出された旅券の名義人と所持人が同一人であること、出国確認を留保すべき者、一定の犯罪などで逮捕状が出ていて、関係機関から手配されていないかということを確認し、問題がなければ旅券に出国の証印を行うということになります。

上陸の方につきましては、これは許可行為でございますが、出国は確認ということで、許可制ではございませんので、一定の犯罪を犯している場合に出国確認の留保ということで、24時間に限って出国手続をとどめることはできますけれども、出国を不許可にするというようなシステムがあるわけではございません。

では、日本人につきましては、出国、帰国ともに旅券と目の前にいらっしゃる方の同一人性の確認をして、問題がなければ旅券に証印を行うという仕事をしております。

1枚めくっていただきますと、法律上の上陸審査の流れでございます。

時間の関係がございますので、詳細は控えますけれども、まず入国審査官に対して上陸申請をしていただいて、こちらの方で先ほども言いました、顔写真、あと、指紋情報を提供していただくということから始まりまして、上陸条件に適合しているかどうかということを審査官が個別に判断いたします。

その後、入国審査官が問題ないと判断すれば、上陸許可でございますけれども、先ほどブラックリストに適合している、あるいは適合している疑いがある、あるいは審査の過程で入国目的をさらに確認する必要があるという場合には、別途審査ブースとは別のところ、別室の方で特別審理官の口頭審理というふうな手続を進めていくということになります。

最終的には、特別審理官の判断に異議がある場合には、法務大臣に対する異議の申出をすることができまして、それを経た上で最終的な退去命令を出すのか、あるいは上陸を特別に許可するのかといった手続的な保障がなされているところでございます。

それでは、6ページを御覧ください。

こちらは自動化ゲートによる出入国審査の流れでございます。

先ほど説明しましたとおり、平成19年11月から個人識別情報の取得を開始しておりますが、それに合わせまして利便性の向上という観点から、同じく平成19年11月から日本人と日本に中长期お住まいの在留外国人の手続の簡素化を目的として、自動化ゲートを導入しております。

現在は成田空港、関西空港、中部空港、羽田空港の4空港に、合計70台を配備しております。

この自動化ゲートを御利用いただく場合には、事前に入国管理局に指紋情報を登録していただく必要がございます。申請者御本人が専用の機械で旅券の読み取りを行うとともに、指紋スキャナに指紋情報を提供し、事前登録した指紋と合致した場合、特段の問題がなければこの自動化ゲートを通過できるような仕組みになっております。

日本人につきましては、旅券上への証印を省略することが可能になっておりますので、日本旅券の査証のページを少しでも節約されたい、頻繁渡航をされているビジネスマンの方とかが特に御利用いただいているものと考えております。

具体的な登録者数や、利用者数は6ページ目の下段にありますとおり、年々増加しているところでございます。

昨年の利用状況を御覧いただきますと、自動化ゲートが設置されている4空港での利用比率を見ますと、日本人の場合ですと、出国・帰国合わせて8.1%、外国人の場合、これは日本にお住まいの方、再入国の手続になりますが、こちらは6.5%の利用率となっております。

次に、7ページ目を御覧ください。

これは先ほど冒頭で御説明しました、昨年3月の「日本を支える観光ビジョン構想会議」において決定された内容を、こちらの方で整理しているところでございます。

既に導入済みの取組も多々ございますが、順次御説明をさせていただきます。

資料左側の上段は、これまでの取組についてでございますが、まず一つ目の入国審査官の増員ということで、平成27年度に294人、平成28年度に224人の増員措置を頂いております。また、現在、国会審議中の平成29年度予算案においても、223人の増員案が盛り込まれているところでございます。

平成27年度と平成29年度の中に、括弧書きで緊急増員という記載がございますが、これにつきましては、当初の予算案には盛り込まれていなかった人数でございますけれども、あまりにも訪日外国人が急増しているということで、年度途中において特別に措置された人員でございます。

次に、2つ目のバイオカートの導入でございます。

バイオカートの資料はまた後ほど御説明させていただきますが、訪日外国人旅行者は今後増加が予想される場所、20分以内という待ち時間の目標がございますので、いかにその待ち時間を短縮していくかということで導入しているシステムでございます。

このバイオカートでは何をしているかということですが、これは8ページを御覧ください。

従来では、先ほど御説明しました指紋、顔写真の取得でございますが、これは審査ブースで入国審査官が行っております。ただ、この待ち時間を少しでも短くするという観点から、その個人識別情報の取得作業を審査待ち時間を利用して実施しようというのがこのシステムでございます。

図の左側を御覧いただきますとおり、外国人の方は通常フォークラインという言い方をしますが、こういった形で待ち行列をつくっていただくのですが、その行列の途中でバイオカートを利用して、顔写真と指紋情報を取得するということを開始しております。

これらの取得作業につきまして、操作補助をする職員がございまして、こちらの方は民間委託をしているところでございます。

こういった取組を行うことによって、審査ブースで行います入国審査官による審査時間は、従来の3分の2程度に短縮されているところでございます。

通常ですと、観光客の場合1分少々ぐらにかかるのが平均的、多いケースでございますが、その3分の2でございますので、40秒前後で実施できるケースが多くを占めるようになっております。

なお、このバイオカートを配置しています、昨年10月から特に混雑が激しい関西空港、高松空港、那覇空港に導入しているところでございますけれども、効果が高いということで、平成28年度第2次補正予算におきまして、成田空港、中部空港ほか10空港への導入をする予算措置がなされております。

資料上では可能な限り早期の導入を予定と記載しておりますが、現在の準備状況から申しますと、4月中には運用を開始したいと考えております。

次に、自動化ゲートの導入でございますが、これは先ほど御説明したとおり、成田空港などに70台を設置しているところでございます。

次に、4番目の項目ですと、TTPの導入というのがございます。これにつきまして

は、資料の9ページと10ページを御覧ください。

TTPは、「トラステイド・トラベラー・プログラム」の略称でございます。この制度は昨年11月から開始しております。

従来、自動化ゲートを御利用できますのは、繰り返しになりますが、日本人と日本に中長期お住まいの在留外国人の方に限られていたところでございますが、外国人旅行者を増やしていく、入国手続の円滑化を図るという観点から、出入国管理上のリスクが低く、頻繁に日本に入国する外国人ビジネスマンなどを信頼できる渡航者と認め、新たにその体制を拡大したものでございます。

具体的な要件としましては、対象者要件に記載しているところでございますが、在留資格「短期滞在」で上陸しようとする方で、TTPの利用希望者登録をする以前、1年以内に2回以上日本に入国歴のある方、過去に退去強制歴等がないこと、公的機関、上場企業等に1年以上所属している方など、法務省令で規定しているところでございます。

では、どのような流れで利用いただくかというのは、10ページでございます。

基本的な流れとしましては、通常は海外に皆さんお住まいですので、オンラインによって利用希望者登録の申請を行っていただきます。この間に申請者のフォーマットがございまして、あと、在職証明書とかパスポートの写しなどをあわせてお送りいただくこととなります。

お送りいただきますと、入国管理局の方でその先ほど申し上げた要件に適合しているかどうかを判断し、その結果をまたオンラインで返事をするということになっております。

それで、オンラインの一次審査において、要件に適合している方については、今度日本に來られたときに、入国審査官の上陸審査を経た後に、指紋情報、顔写真等を提供いただく二次審査を受けていただきまして、その段階で特段問題がなければTTPのカードを交付するという流れになっております。

カードを交付された後は、先ほど申し上げた自動化ゲートの利用が可能となります。実際、お渡ししているカードは、今御覧の10ページの真ん中にあるものでございます。これは見本でございますが、大きさは通常のクレジットカードの大きさと一緒でございます。それで、表面に身分事項等が記載されてございまして、裏面の記載内容につきましては、いつこの空港で上陸許可をしましたと。在留資格は「短期滞在」になりますけれども、在留期間は90日間とか15日間、あるいはいつまでが在留期限ですということを書くようになっていまして、これは通常、パスポートに貼られます、上陸許可証印シールに記載される内容と同様のもので、1枚のカードで15回の入国が記載できることになっております。

運用状況につきましては、速報値でございますが、本年2月末現在の運用状況を左下に記載しています。

申請件数が5,100件余り、利用希望者登録、これは二次審査まで終わっている方が112件、審査中のうち一次審査で適合との結果が出て、今度日本に來たときの登録をしていただく予定の方が254人ということでございます。

これは比率的に不許可とか取下げが多くなっていますのは、開始当初取りあえず何か

申請フォーマットだけに記載して送ればいいのかという、若干誤解をされた方が多くて、基本的な資料が付いてない方が多かったせいでございます。ホームページの内容をもう少し丁寧に書くとかということをして、そういう間違いがないように現在努めているところでございますが、引き続き広報活動に努めて利用者を増やしていきたいと思っております。

なお、現在のところ、この登録が済んでいる方、国籍、地域で見ますと、台湾とか香港の方が多くを占めているというところでございます。

あとは、5番目の項目の上陸審査ブースの増設でございますが、これについても順次措置しているところでございます。

また、6番目の項目の上陸審査場の案内の充実でございますが、これにつきましては、上陸審査場において、外国人旅行者を案内、誘導するであったり、あるいは入国記録のカードへの記載事項の案内をする審査ブースコンシェルジュというのを配置して、取り組んでいるところでございます。

このようにいろいろ取り組んでいるところでございますが、今後さらに円滑化に向けてどのような取組を考えているかということをお紹介させていただきます。

続きまして、資料の11ページでございます。

プレクリアランスの再開という項目でございます。

プレクリアランスと申しますのは、通常、日本国内の空港で行っている上陸審査手続の一部を、出発地の空港で事前確認を行うという制度でございます。

このプレクリアランスにつきましては、平成17年5月から平成21年まで、韓国と台湾において実施してきたところでございますが、平成19年11月から指紋や顔写真の提供義務を法律で定めた関係で、到着空港において個人識別情報の提供が必要となりました。

そのため、到着空港の審査時間の短縮効果が薄れたことから、財務省の予算執行調査も受けた関係もあり、平成21年11月から運用を停止しているところでございます。

しかしながら、実施していた当時と比べましても、訪日外国人が急増していることがございますし、先ほど申し上げたバイオカート等の導入が物理的な困難な地方空港もございまして、改めてこのプレクリアランスの再開に向けて関係国・地域との調整協議をしているところでございます。

仮に実施する場合にはどのような流れになるかというのが、左下に記載しているとおりでございますが、出発地である海外の国際空港において、当局から派遣した入国審査官が在留資格「短期滞在」に該当する人を対象として同一人性の確認、旅券の有効性の確認、要注意人物の該当性の確認、プレクリアランスの認証などを行います。

出発地において、プレクリアランスの対象者、認証を受けた方については、日本の空港において、入国審査官が同一人性の確認、プレクリアランス認証の確認、EDカードの回収、上陸許可の証印という手順を行いまして、これによって到着空港における上陸手続の大半を出発地で行うため、上陸審査時間が大幅に短縮され、待ち時間の短縮が期待されているところでございます。

なお、プレクリアランスの再開時期は、現時点では未定ではございますけれども、入

国管理局としましては、できるだけ早期に実現できるよう検討、協議を進めてまいりたいと考えております。

もう1枚おめくりいただきまして、日本人の出帰国手続における顔認証技術の導入でございます。

現行の自動化ゲートを御利用いただく場合には、指紋も事前に登録していただく必要がございますが、なかなかこれでは日本人の自動化ゲートの利用率が高まっていけないということもございますので、その対応策として日本旅券のICチップ内に記録されている顔画像と、空港などの審査場で撮影した顔画像との照合により、同一人性の確認を行い、同一人と認められた場合に自動化ゲートを通過することを可能とする事前登録手続が不要な自動化ゲートの設置を予定しております。

これにつきましては、現在開発経費について予算措置がされておりますので、開発を進めているところでございます。

この自動化ゲートが設置されますと、自動化ゲートの利用者が飛躍的に増加することが期待されますので、その効果としては日本人の出帰国手続の合理化により生じた入国審査官を、外国人の審査に充てることができるというメリットがございます。

スケジュール感としましては、平成29年度中に一部の空港で試行運用を開始し、平成30年度中には主要空港の成田、羽田、中部、関西の各空港への配備予定となっております。

もう1枚おめくりいただきまして、13ページでございますが、外国人の出国手続における自動化ゲートの利用拡大でございます。

こちらにつきましては、従来自動化ゲートを利用できる外国人は、日本に中長期お住まいの方に限られていたところを、昨年11月からTTPの対象者に拡大したところでございます。

今後、さらに利用対象者を拡大することによって、日本人の場合と同様に入国審査官をより外国人の審査、上陸審査に従事させていきたいと考えております。

具体的な取扱いにつきましては、現在検討中ではございますが、入国審査時に取得した個人情報、あるいはIC旅券のICチップ内の個人識別情報と出国時に取得した個人識別情報を照合することにより、事前登録することなく出国時の自動化ゲートの利用を可能とすることを予定しております。

こちらについては、現在調査研究中でございまして、今後、予算要求をしていきたいと考えております。

資料14ページでございます。

入国審査待ち時間の計測という資料でございます。

先ほど冒頭のところで資料の2枚目のところに、平成26年以降の主要空港の待ち時間の状況を参考に掲示しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、従来の方式ですと、30分ごとに調査票をお渡しするということでしたので、実態とかい離する場合も生じていたということで、より正確な情報を把握し、具体的に情報提供していくことが必要だろうということで、本年1月より計測方法の見直しを行っているところでございます。

具体的には、入国管理局で保有する電子データを活用して、各空港における入国審査待ち時間が20分以内であった人の比率及び最長入国審査待ち時間、これは推計値でございますが、そちらの方を公表していくということで、1月分につきましては、2月28日に公表しているところでございます。

ちなみに、1月の状況でございますが、全国の空港で20分以内で審査が終了した比率は72%でございますので、この比率を少しずつ上げていきたいというふうに考えております。

円滑化の説明は以上で終わりました、次に厳格化の方で、水際対策の方をちょっと説明させていただきます。資料は15ページになります。

先ほど円滑化の方でも指紋、顔写真の提供といったことを御説明いたしましたが、こちらの方につきましては、当然、厳格化の方にも大いに役立っているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、昨年1年間、この個人識別情報を活用したことにより、上陸を認めなかった方は1,240人に達しているところでございます。

次に、2つ目の丸でございますが、平成19年2月から船舶等の長に対する乗員・乗客の身分事項などの情報、APIと申しますが、この事前報告を義務付けているところでございます。

これにより、航空機等が到着する前にあらかじめ要注意外国人の存否を確認することができるということで、水際対策に効果があるものでございます。

次に、平成27年1月から航空会社に対して乗客予約記録、PNRと申しますが、こちらの報告を求めることができる制度を導入しており、翌28年1月からこの情報を、電子的な取得を開始しているところでございます。

この乗客予約記録の中では、これによりまして、どういう渡航経路で日本に来た方、あるいは日本からどういうところへ行こうとしているかという情報であるとか、同じような予約をしている同行者の方がいるのかいないのかなどもこれで分かりますので、不審者等を発見するための一つのツールとなっているところでございますし、いろんな審査に役立てるためにこの情報の分析活用を高度化していく必要があるところでございます。

次の丸のICPO、紛失盗難旅券データベースを活用した審査でございますが、これにつきましては、ICPOに登録している各国より紛失盗難旅券、日本もそうですが、登録するようなシステムができておりまして、今審査官のところに提出しているパスポートが、こうした紛失盗難旅券に当たっているかどうかということを確認できるようなシステムを導入しているところでございます。

これによって他人名義旅券であるとか、偽造旅券の発見に効果を発揮するところでございます。

そのほか、海港、沿岸地域のパトロールの強化でございますが、船内に乗り込んだサーチなども実施しているところでございます。

16ページを御覧ください。

出入国管理インテリジェンス・センターについての資料でございます。

何分入国審査、特に水際対策を進めるに当たりまして、出入国管理における情報収集・分析が非常に重要ということで、平成27年10月に新たな組織として、出入国管理インテリジェンス・センターを当局内に設けたところでございます。

主な業務としましては、国内外の関係機関からの情報収集、関係機関からの情報共有の枠組みの構築、PNRや個人情報・所属機関情報など、当局が保有する情報を総合的に分析・リスク評価し、地方入国管理局の審査や調査に活用していく、あるいは、文書・指紋及び顔画像の鑑識などを行っております。

テロ対策として、PNR等の情報を活用することで、テロリストなどを水際で確実に発見し、入国を未然に防止すること、国内外の関係機関からテロリスト等の情報・顔画像を収集し、上陸審査時に顔画像照合等を行っているところでございます。

不法滞在者・偽装滞在者対策としましては、PNRや厚生労働省からいただいている雇用状況届出情報などの情報を活用し、在留外国人の在留状況を的確に把握し、不法就労者等の発見等に努めているところでございます。

このような取組を進めることにより、国内の安全、国民の安心を確保し、外国人と共生できる社会の実現に、入国管理局としても貢献していきたいと考えております。

次に17ページでございますが、上陸審査時における顔画像照合の実施でございます。これにつきましては、昨年10月から実施してございます。

従来は、氏名や生年月日等の詳細な情報がなく、顔画像しかないテロリスト等については、上陸審査時に提供を受けた顔写真と照合して発見することがなかなかできない事情がございましたけれども、顔画像照合機能の導入により、氏名や生年月日等の詳細な情報がない場合であっても、水際で阻止することが可能になったところでございます。

従前ですと、要注意人物については、審査ブースのところに顔画像を貼って、職員の目に頼っていたところでございますが、それに加え、こういった顔画像照合機能というシステムを活用して、水際対策に取り組んでいるところでございます。

最後ですけれども、18ページ、19ページでございます。

こちらはちょっと毛色が変わりまして、観光ビジョンの関係でも出ておりました、クルーズ船の乗客に係る手続の円滑化でございます。

何度も恐縮ですが、昨年3月に決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」の中で、訪日クルーズ旅客数を2020年に500万人にするという目標が立てられているところでございます。

以前は、2020年までに100万人という目標がありましたが、2015年に5年前倒しで達成したことから、新たに高い目標数値が設定されたところでございます。

入国管理局としましては、この18ページのところに書いてございますが、平成27年1月1日から法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める特例上陸許可である、船舶観光上陸許可というものを導入しております。

これによりまして、法務大臣が指定するクルーズ船に乗っている外国人が、観光のために上陸する場合に、乗船していたクルーズ船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間、7日または30日を超えない範囲で上陸を許可することとなっているところでございます。

この制度により、昨年の船舶観光上陸許可による入国者数は、19ページの方に書いてございますが、193万6,500人に達しているところでございます。

どのような点を簡易化しているかと申しますと、一つ目は上陸手続において、通常ですと査証免除がされていない国については査証が必要なのですが、これは特例上陸許可制度でございまして、査証は求めていない点がございまして。

また、個人識別情報の提供に関しましては、一般の手続と異なりまして、指紋のみの提供ということで確認をしているところでございます。

また、入国記録のカードにつきましても、かなり簡素化したものを使用しているところでございまして、こういったことで手続の簡素化を図っているところでございます。

なお、港別の入国者数でございまして、19ページの左下にございます。

順次、博多港、長崎港、那覇港ということで、上位は九州、沖縄地区の港が占めております。

右側でございまして、この制度の導入前後、平成26年と平成27年の港での審査、1隻当たりどの程度審査時間が短縮されているかということをご参考までに書かせていただいております。

対象乗客数は増えておりますが、従前の指紋と顔写真をとっていた審査と比べますと、乗客数が増加、派遣する審査官は減らしたにも関わらず、1隻当たりの審査時間は短くなっているところでございます。

この数字だけを御覧いただきますと、随分長く待っているのではないかというイメージもあろうかと思いますが、クルーズ船、大型クルーズ船の場合、通常降り口が1か所または2か所ございまして、3,000人、4,000人の方の乗客が降りるだけでも90分とか掛かりますので、審査時間がこの程度掛かっているということもあろうかと思っております。

以上、駆け足ではございますが、私どもの冒頭の説明は以上とさせていただきます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

次に、質疑、意見交換へと移らせていただきたいと思いますけれども、本日は市川委員から提出されております出入国審査についての質問・意見というペーパーが皆様のごところにお配りされていると思っておりますけれども、市川委員から質問項目、列挙されておりますので、これについてまず最初に入国管理局から、御担当から御回答をいただいて、その後さらに議論、意見交換を行っていきたく思います。

そういうことでよろしゅうございますか。それでは、よろしく願いいたします。

○福原難民認定室長 難民認定室長の福原と申します。よろしく願いいたします。

それでは、市川委員の方から御質問を頂いておりますので、それぞれ回答をさせていただきます。

まず、第1点目といたしまして、難民調査官の体制ということで、空港で難民申請した方を適正に扱うために、難民調査官の適正な配置が必要ではないかということで御意見を頂いております。

まず、外国人が入国する場面での難民認定申請の実態から説明をさせていただきますと、これは平成27年中の数字で恐縮でございまして、平成27年中に行われた全体の

難民認定申請件数というのが、7,586件あるわけでございますけれども、このうち空海港で難民申請が行われた申請というのが、173件ということでございまして、全体でいいますと約2%ぐらいの数字で、大半の外国人の方が一旦は「短期滞在」など何らかの在留資格で入国を認められた後に、東京入管などの内陸の地方入国管理局で難民申請を行っているというのが実態でございます。

特に、近年は査証要件が緩和されましたインドネシア、フィリピンといった国の出身の方が、「短期滞在」で入国した後に難民申請をされるというケースが非常に増えているような状況でございます。

ただ、そうした中、当然ながら空海港での難民認定申請というのもございますので、それにも対応できるように地方入国管理官署に難民調査官が配置をされているところでございます。

特に空港での審査を担当しております、地方入国管理官署におきましては、これは昨年の4月1日現在でございますけれども、4大空港を担当する空港支局のほか、新千歳空港、福岡空港、那覇空港といった地方空港も含めてでございますけれども、こういった空港担当の官署に32名の難民調査官を配置しているところでございます。

昨年の4月1日現在で、全体の難民調査官が141名おり、そのうちの32名を空海港の担当官署の方に配置をしているという状況でございます。今後とも空海港での庇護申請の状況に応じまして、体制整備を図っていくということとしているところでございます。

続きまして、2番目の収容を回避するための体制というところでございますが、一時庇護上陸許可の許可件数、それから、仮滞在許可件数が非常に少ないという中で、まず1点としまして、一時庇護上陸許可の要件と適用双方が厳し過ぎないかという御質問、それから、「難民認定制度の運用の見直し」に沿って、紛争国からの避難民など、在留特別許可を受ける者についても対象として想定すべきではないかというご質問を頂いているところでございます。

まず、一時庇護上陸許可の状況についてでございますけれども、一時庇護上陸許可といえますのは、空海港における上陸の場面で、難民の可能性のある者に対し、一時的な上陸を認めるという手続になってございます。

許可状況について申し上げますと、平成27年は171件の申請に対しまして、4件が許可をされているような状況でございます。確かに少ないというところではございます。

紛争国からの避難民など、在留特別許可を受ける者についても想定すべきという御指摘でございますけれども、一時庇護上陸許可については、入管法の規定によりまして、難民条約上の理由、その他これに準ずる理由により、生命、身体、または身体の自由を害されるおそれのある領域から逃れてきているということ、それから、その者を一時的に上陸させることが相当であることという、二つの要件に関する判断が行われることになっているのですが、先ほど申し上げました難民条約上の理由、その他これに準ずる理由によりというところの規定を踏まえまして、紛争から逃れてきたと認められる者に対しましても、一時庇護上陸許可を認めているところでございます。

その後、それらの者が一時庇護の上陸許可を受けている間に難民認定申請を行うという流れになるわけですが、難民認定をされなかった者の紛争退避機会ということで、在留を許可されるという事例がございますので、一時庇護の上陸許可についてもそれを踏まえた運用を行っているところでございます。

現在、難民認定手続におきましては、紛争から逃れてきた者に対しましては、紛争退避機会ということで、在留を許可するという運用を行っているところでございまして、一時庇護上陸許可というのは難民の可能性のある者に対して簡易な手続で上陸を認めるという手続でございますけれども、難民の手続と一時庇護の手続について、統合的な運用を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

次に、ウの仮滞在許可が運用上厳しくなっているのではないかという御指摘でございます。

この仮滞在許可と申しますのは、不法残留者のように合法的な在留資格を持たない外国人が、難民認定申請を行ったときに、一定の要件を満たせば付与される滞在許可ということでございまして、基本的には退去強制手続中の難民認定申請者が対象になるものでございます。

これにつきましては、平成27年の数字になりますけれども、919名が対象になりまして、そのうち83人に対して許可がされている状況でございます。

仮滞在許可につきましては、入管法上の規定上、上陸日から6カ月以上経過してから難民認定申請を行ったり、あるいは退去強制令書が出た後になって難民認定申請を行うという者については、仮滞在許可をしないということになっているところでございまして、仮滞在全体で見ればこれらが不許可の主な理由となっているところでございます。

こうした除外事由につきましては、退去強制を逃れるために難民認定制度が濫用されることを防止する観点から設けられているものでございまして、不許可処分はこれらの要件を適用した結果と考えているところでございます。

特段、厳格化していつているというような認識はこちらの方では持っていないわけですが、この仮滞在許可が難民認定申請者に対する収容代替措置という趣旨を担当官に改めて認識をさせまして、適切な運用を図っていききたいというふうに考えております。

それから、エの収容代替措置の拡大ということでございますけれども、こちらは日本弁護士連合会、難民フォーラム、法務省との合意に基づきまして、平成24年から、空港で庇護を求めた方のうち、住居の確保が困難な場合に、難民フォーラムさんの方が住居を提供するということにより、空港における一時庇護上陸許可や、仮滞在の許可を促進するというプロジェクト、事業を行っています。

現在、4大空港を対象として実施しておりまして、手続につきましても当初、一時庇護上陸許可と仮滞在許可だけだったわけですが、その後、仮放免にも拡大して実施をしているところでございます。

その更なる拡大につきましては、現在正に関係機関の方と協議をさせていただいているところでございますが、空港で一時庇護上陸許可申請あるいは難民認定申請を行った方については、その後、退去強制手続がとられて、空港支局からほかの官署に移送され

た後でも、本事業の対象として、仮滞在許可あるいは仮放免の許可を促進していくという方向で検討を行っているところでございます。

続きまして、3番でございますが、難民申請者の権利保障というところで、上陸を認められた方が外部に相談することを保障できないか、それから、UNHCRや支援団体の相談電話のポスターやチラシの掲示状況、それから、寄港地として日本で降りた方の難民申請への対応ということで御質問を頂いているところでございます。

まず、難民認定申請者の権利保障、外部への相談、それから、ポスター、チラシの掲示状況でございますけれども、空港などで手続をされて、上陸が許可されなかった方が外部に相談するということにつきましては、手続中であっても、あるいは上陸が認められなくて退去命令を受けて出国まで待機する、出国待機施設というところがありますけれども、ここで滞在している間も外部に電話でコンタクトをとるというようなことは可能であるわけでございます。

また、空港では難民手続案内の看板、あるいはポスターが掲示をされておまして、その中でUNHCRの駐日事務所でありますとか、難民支援団体、具体的には難民支援協会というところなのですが、こういった支援団体の連絡先が掲示をされているわけでございます。

上陸審査場、出国待機施設、そういったところにこういったポスターを貼って、きちんと教示をしているところでございます。

特に、連絡先につきましては、難民支援協会の連絡先はフリーダイヤルでございますので、御本人に負担が行くことなく連絡がとれるような仕組みになっているわけでございます。

また、空港で退去強制手続がとられるということもあるわけでございますけれども、空港基地支局の収容場におきましては、UNHCRでありますとか、日本弁護士連合会、それから、難民支援団体といった関係機関の連絡先が掲載されたリーフレットを配備しているところでございます。

それから、寄港地として日本を利用された方が庇護を求めるケースにつきましては、様々なパターンがございます。自らトランジットルートを外れて通常の上陸審査場にたどり着いて庇護を求めるというケースもあれば、例えばブローカーに連れてこられてトランジットエリア内に取り残されて、空港警備の担当者、あるいは航空会社の職員が入管に連れてくるという場合もあるわけでございますけれども、いずれの場合におきましても、入国審査官が日本で庇護を求めるための手続について説明をしまして、通常はまずは上陸のために一時庇護上陸許可申請の手続をするように案内をしているところでございます。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きお願いいたします。

○君塚審判課長 審判課でございます。

2番目の上陸拒否された者の取扱いに関する御質問に、端的にお答えを申し上げます。退去を命じられた外国人については、旅券、それから査証を有している場合について

は、入管法の規定、具体的には59条3項で、国がその費用の全部またはその一部を負担するということになっています。

したがって、その有効な旅券、査証を持っている者ということで、この場合は国が負担するわけですが、そうでない場合、例えば旅券は持っているけれども査証免除という場合については、当該条項の適用はありません。

この場合はいわゆる運送業者、エアラインが出入国港の近傍にあるホテル、あるいはレストハウスを手配するということになっているわけですので、その諸費用については、これは運送業者が負担するということになっています。

この上陸審査の結果、今申し上げた退去を命じられた者につきましては、この運送業者がその責任と費用で送還をするということになっています。

この場合の求償に関しましては、これは民法上の関係ということですので、基本的には両者間の交渉ということに委ねられています。

ただ、過去に、大分前ですが、いろいろその運送業者と本人とのトラブルということがあったわけですので、現状におきましては私どもこの運送業者、エアラインに対しまして、次のようなことに配慮するように指導をしています。

まず、送還日の決定、それから送還に至るまでの諸経費、その他の金銭の支払いに関する交渉につきましては、この運送業者等が自己の責任において行うということです。

その際、その本人に対しまして、負担することとなる費用の内訳の詳細を明確にすること、それから、これは飽くまでも運送業者との関係であって民事上の関係であるので、入国管理局が関わるものではないということをよく理解させるということを指導しています。

それから、本人から各種金銭の徴収を行う場合には、この運送業者等の職員がその受付窓口など、出入国港の公開された場所で行うということにしているところです。

審判課からの説明は以上でございます。

○田中座長 それでは、その次の3番。

○堀場出入国管理情報官 出入国管理情報官の堀場でございます。よろしくお願いたします。

まず、御質問ですが、生体認証システムと人権との調整の中で、一つ目としましてデータはどのように保管されているかということ、それから、二つ目は捜査機関などからの提供依頼はどのようなものがあり、どのように対応しているのかという御質問でございます。

まず、最初のデータはどのように保管されているかということでございますが、上陸審査時に提供を受けました指紋及び顔写真につきましては、出入国管理業務個人識別情報システム、これは我々J-BISと呼んでおりますが、このデータベースサーバに保存をしております。

このシステムはインターネット等の外部の一般回線と接続をされていない、クローズドシステムとなっております、外部からアクセスできない構造となっております。

また、内部からのアクセスにつきましても、限られた担当の職員などに限定するようなアクセス制限や、操作ログの管理などによりまして、データの流出防止の対策をとつ

ております。

それから2番目の御質問でございます。個人識別情報の提供依頼につきましては、捜査機関からの調査関係事項照会等がございます。

これらの照会につきましても、提供の依頼を受けた場合には、個々の照会に対しまして、回答の必要性と回答することにより侵害される個人のプライバシー等個人の法益とを比較衡量いたしまして、提供の可否を決定しております。

以上でございます。

○田中座長 それでは、その次の出国時の方の1番をお願いします。

○丸山入国在留課長 1番の方は、入国在留課の方から御説明申し上げます。

御質問の内容は、いわゆる強制帰国、技能実習生が自己の意思に反して出国させられるような場面を、入管の方で何か防ぐことができないのかという御趣旨かと思えます。

この件につきましては、昨年国会で審議されました技能実習法の審議においても何度か取り上げられていたところがございます。そういったことも受けまして、昨年9月より、より具体的な取組を行っているところでございます。

具体的に申しますと、空港等におきまして実習期間を満了せずに、要は今技能実習生が有している在留期間を満了せずに、途中で帰国する技能実習生につきましては、出国の意思確認を確実に言い、その意に反して帰国させられようとしていないかどうかを確認する取組を進めているところでございます。

具体的には、入国審査官によって技能実習生出国意思確認表というのをを用いて、技能実習生に説明を行い、強制的に帰国させられていませんかというような問いがけを、質問表を使って確認しているところでございます。

これにつきましては、通常大きな空港ですと審査ブースで行いますと、プライバシーの問題もさることながら、後ろにお客様が並ばれますので、別室の方の出国の事務室の方で対応させていただいております。

この用紙につきましては、日本語以外に8か国語、実習生のほぼ全てをカバーできるよう、英語、中国語、ベトナム語、ミャンマー語、インドネシア語、タイ語、タガログ語、クメール語に翻訳して実施しているところでございます。

これによりまして、仮にその場で帰国を強制させられているという意思表示があれば、詳しい事情をお聞かせいただくということで、本人にはこのまま出国するのか、それとも日本にとどまるのかという確認をしているところでございまして、間違いなく本人が理解しているかどうかということもその文章の中に取り込んでおりまして、最終的には日付と本人の署名を頂いた上で、出国を確認する、あるいは取りやめるということであれば、出国確認をしないこととなります。

仮に申立てがあった事案につきましては、全て空港から内陸の地方入国管理局の方に連絡いたしまして、その実習生が所属していた監理団体、あるいは実習実施機関の方の対応が適切だったのかどうかということ速やかに調査することにしておりまして、仮に不正行為として該当するものがあれば、不正行為として認定するという作業を行っているところでございます。

これによりまして、技能実習生の意思をより正確に確認することと、あと、恐

らくこれは実質的効果として期待しているところは、入国管理局でこういう取組を行うことによって、監理団体あるいは実習実施機関の方でもより慎重な対応をしていただける、あるいはきちんと本人に説明をした上で帰国させるということをしていただけるのではないかと期待しているところでございます。

入国在留課からは以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、2番目をお願いします。

○小新井参事官 2番目の刑事事件の被告人と出国手続という部分について、参事官の小新井からお答えします。

質問の御趣旨は、刑事事件の一審で無罪判決を受けた外国人被告人について、外国人の場合に入管法上は出国を阻止する手続がないために、裁判所が控訴審で勾留を付けてしまうということがあると。そこでそういうふうにならないように何か法律上の調整方法を考えられないかと、こういう御趣旨の質問だと思います。

大変興味深い御意見なのですが、若干分からないところがあるので、まず2点ほど私から確認を市川委員にさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

まとめて申し上げますが、1点目は、御趣旨としては入管法などで、身柄拘束されていない刑事被告人の出国を禁止する仕組みをつくるべきという御趣旨の御提案でしょうかという点が1点目。

それから、2点目はその間、本人は国内にいるとすると、在留資格を与えて日本国内で自由に暮らしていい、就労も認めよというお考えなのか、あるいは入管の収容施設に入れておいていいという、そういう御趣旨での御提案なのでしょうか。その2点をまず御確認させてください。

○田中座長 市川委員、どうぞ。

○市川委員 これはなかなか難しい問題なので、一律に出国を禁止しろとか、あと、国内ではどこにとどめるのかというところは、簡単に言える問題ではないなと思っていて、それは罪名であるとか、その情状であるとかもあるでしょうし、ですから私も正解を今持ち合わせているというものではございません。

ですから、刑事手続とうまく調整をして、なるべく人権制約が少なくできないか、普通は一審で無罪判決が出れば勾留を解かれていますので、自由な形での生活をするのができないかという、そういう問題提起だけでございまして、今後いろいろ検討していただければという、そういう範囲のことです。

○小新井参事官 ありがとうございます。

この御提案は例えば無罪判決だけではなくて、保釈の運用などにも影響し得る、大変興味深い御提案であって、なおかつこうした出国の自由を制限するという御提案を、あえて日弁連御推薦の委員から御提案いただいたということにも意義があるとは思っております。

ただ、他方、今先生も難しいとおっしゃったように、自由に就労を認めるとなると、それはそれで問題点もありますし、認めないとすると今度は出国は許さないし仕事もさせなくて、どうやって暮らすのかという問題もあって、なかなか一筋縄ではいかない難

しい問題もあります。

いずれにせよ、御指摘のような論点があることは我々も認識しておりまして、こうした御提案があったことは共有させていただきたいと思っております。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の御説明も含めて、全体として委員から御意見、御質問ありますでしょうか。

高橋委員。

○高橋委員 まず、入国審査官及び審査業務についてお伺いしたいと思いますけれども、たびたび人員の増減が行われているわけですが、入国者がどんどん増えている中で、人員の手当について今、充足されているのかどうか。

それから、これからも3,000万、4,000万と増えていくと思いますが、それに対して人員の手当が間に合っていくのかどうか。そもそもどのぐらい必要になって、足りているのか。その辺のデータを示していただきたいということが1点でございます。

それから2点目が、そもそも審査官は何をしておられるのかと。入国審査で具体的にどういう作業をしているのかと。それをお聞きする趣旨は、そもそも審査業務に何分掛かっていて、だから、どういう業務をしているから何分掛かっていると。その分解ができれば、そのうちの一部を機械に任せるなり、あるいは例えば公権力の行使に当たらない部分であれば、民間に代替させるとかということも可能だと思いますが、足りないという前提で考えたときに、そういう審査業務を分解して見てみるということも重要ではないかと思っておりますので、そもそも何をしているのか。1人当たりの審査時間はどうか。この辺を教えてくださいということが大きな2点目。

それから3点目が、自動化ゲートで稼働率が低いということで、今度は顔認証というお話がありましたが、素人なりに拝見すると、顔認証って非常な大きな決め手になるんじゃないかと。事前手続がいらぬわけですね。このとき、顔認証という言葉が出てきますが、一方でテロリスト等で顔画像照合という言葉が出てきます。

それから、先ほどもちょっとありましたが、個人識別情報というのがありますけれども、要は何らかの写真と本人の顔そのものを照合して、それが同一だと判定できれば、そのことが重要であるのであれば、日本人だけではなくて入国するときの全ての審査者に使えるのではないかと。

これは審査官が何をされているかにも関わってくると思いますが、少なくともパスポートなり、それから何らかの情報なりと本人との照合ができるということであれば、相当その顔認証というシステムは日本人だけではなくて、入国者全体に対してこれを使える決め手になるのではないかというふうに素人考えするんですが、そこはいかがでしょうか。もしそうであれば、これを大々的に導入するというのではないかと思うんですが。

それから、最後の質問が、やっぱりこれからアジアを中心にインバウンドでリピーターが増えてくるわけですが、そのときにリピーター対策と。要するに、リピーターにできるだけ早く入ってもらうという観点に立ったときには、どういう手が考えられるのかと。

これも顔認証をもし使えるのであれば、リピーターということを全く関係なくどんどん入れられるわけですけれども、例えばバイオカートだとか、こういうものをリピーターに適用できるというようなことも考えられるのではないかと思います、そのリピーター対策という点からちょっと伺えればと。

多くてすみません。以上でございます。

○田中座長 これはどなたからお答えいただけますか。

○丸山入国在留課長 入国在留課から御説明します。

まず、人員の手当でございますが、これにつきましては、年々政府全体では公務員定員の抑制の中で、特別な配慮の中で増やしていただいている、少なくとも東京オリンピックに4,000万人という目標を掲げられていますので、それに向けてどういう手当が必要かということは、本省でも検討して査定当局の方にもお示しをして、その中で平成29年度の査定もいただいているという形になっておりますので、現在の人員で4,000万人に対応できるということは当然思っていないところでございます。

具体的な数字については、まだいろいろ査定当局とのやり取りもございますので、ただ、当然まだ数百人単位で2020年に向けて必要だろうというふうに考えております。

次に、審査官は何をしているかということでございますが、これにつきましては、3ページの資料にも若干は書いておるのですけれども、審査官が一番最もやるべきことは、特に上陸の審査では、その外国人の入国を許可するかどうかということでございます。

ですので、その中の一つとして、ブラックリストの照合等ございますし、個人識別情報の取得もございます。あるいは、EDカードの記載内容、あるいはインタビュー等のやり取りの中で、他人名義の旅券を使っていないかどうかも含めて、審査を行うことでございます。

その中で、御指摘がございました何か分業、分割できないかというところで、まず始めてみましたのが、個人識別情報の取得の部分が、これについてはバイオカードを導入して、その部分は民間委託可能だろうということで始めさせていただいております。

審査時間がどれくらいかということでございますが、通常観光客の場合ですと、実態の運用としては1分程度、1分少々掛かっているのが通常でございます。そのうち、個人識別情報のところを抜き出したことによって、40秒前後に短縮されているということでございますので、さらにどういうことが活用できるかということは検討してまいりますけれども、一つの試みはやっているところです。

あとは、上陸審査場の案内で、ブースコンシェルジュということで御紹介させていただきました。これにつきましても、要はカードの記入が十分でない場合には、審査官がその審査ブースで指し示しながら御案内して記入していただくということ、またそこでも時間が掛かりますので、その部分も事前に民間委託をしている方のところで、カードを書いているかどうか、記載内容が十分かどうかということも確認させていただいております。まだまだできるところはあるかどうか引き続き検討しなければなりません、可能な限り民間委託できるところについては切り出しているところでございます。

続きまして、顔認証につきましては、委員御指摘のとおり日本人についてはこれをやりますと、日本旅券は基本的にIC旅券化されていますので、出帰国におきまして大幅

な合理化が図れるものと考えております。

それで、現在でも上陸のところで顔写真を撮っておりますが、審査官の画面の方でICチップ内の顔画像も確認しておりますので、今日の前にいる方とこの旅券の所持人が同一人かどうかということは確認しているところでございます。

ただ、上陸のところは全て顔認証でできるかといいますと、やはりブラックリストの照合のところはどうしてもやはり手配している関係などで、少なくともより精度を高めるという関係では、やはり指紋情報は引き続き活用していくことになろうと思いますので、顔画像の方は補助的に今、ブラックリストの関係では使っているところになろうかと思えます。

それで、あとはリピーター対策でございます。先ほどちょっと御説明が漏れて申し訳なかったのですが、まずは外国人のリピーターは今は、先ほどTTPの外国人の短期滞在の方の自動化ゲートの利用について、開始したと申し上げましたけれども、今ビジネスマンを対象にしたような形で始めさせていただいておりますが、既に宿題をいただいておまして、遅くとも2020年までには観光客なども対象にその自動化ゲートの利用対象を拡大するという宿題をいただいておりますので、まずはビジネスマンで始めてリピーターなども、日本に来る方について、登録制による自動化ゲートの利用を促進していくというか、対象者を拡大していくということで、対応していきたいと考えております。

○田中座長 どうもありがとうございました。

ちょっとフォローアップですが。

○高橋委員 先ほどの顔認証ですが、これはIC旅券とおっしゃいましたけれども、諸外国のパスポートというのはIC化されているものとされていないものとあるんですか。

○丸山入国在留課長 順次IC化が進んでおりますけれども、まだIC化されていない国もございます。中国も順次されておりますけれども、まだ全部は切りかわってなかったと思えます。

○高橋委員 古いパスポートだからということでしょうか。

○丸山入国在留課長 10年間ぐらい使えますので、導入されても切替えにある程度時間が掛かるというところで。

○高橋委員 なるほど。

○田中座長 世界中全部がIC化するというのは、いつになるのか。

○高橋委員 例えば、リピーターの多いような国だけでも、日本からIC旅券への切替えを促していくとか、それから切り替えた方は審査で優遇するといいますか、要するに、切り替えるということが一つのポイントであれば、他国に対して働きかけるということもあり得るのではないかと思うんですが。

それから、ブラックリストは要するに事前の顔情報と、それから本人との照合で、例えば機械でブラックリストに当たるかと、顔だけでは少なくとも機械でチェックはできますよね。一緒に指紋もとらないといけないということであれば、そもそも指紋と顔は一緒にとることは、これは人権上かなり難しいことなのか。

それから、もしブラックリストの可能性があるとこのように弾かれるなり、チェック

された人に対して、追加で指紋をとるとか、何かそのプロセスを分けることが例えばできるのかどうか。

基本的にやはり旅券でまず最初にここで顔の照合ができれば、相当全ての外国人に対しての審査、プロセスが早くなるような気はしますけれどもね。だから、その辺事前に機械にブラックリストの情報が入っていればいいことだと思うので、その辺の対処ができるのかどうかということ。いかがでしょうか。

○丸山入国在留課長 まず、指紋と顔写真両方とれるかという話で、今通常の上陸審査では両方とっております。ある程度ブラックリストに近い情報になれば、専門の部署で鑑識をするという作業をしております。指紋の方が比較的短い時間で、鑑識をしていますが、顔写真についてもある程度似ている方については、詳しい鑑識をした上で類似性を判断しているところでございます。

それで、あと、IC旅券の普及でございますが、一つ言えますのはインドネシア、15日以内を査証免除しておりますけれども、これについてはIC旅券の所持者に限ってというような形でやっておりますので、恐らく外務省の方でも各国にIC旅券化についていろいろ御支援といいたまいますか、働きかけといいたまいますか、少なくともIC旅券の方だけインドネシアは査証免除ですので、少なくとも近隣国、ベトナムとかフィリピンなども日本に向けて査証緩和を要望している国については、そういった事例を御存じなので、IC旅券の導入に対する動機付けには恐らくなるのではなかろうかなというところで、すみません。想像のところもございませぬけれども。

○田中座長 それでは、ほかの委員の方。

秋月委員、どうぞ。

○秋月委員 簡単な質問が三つあります。一つは、日本にいらっしゃる外国人が増えることによって、上陸を認めなかった件数も増えているということで、不法残留なども増えるかもしれないと思うのですが、現在の入国者等の収容施設のキャパシティが十分あるのかという点についてどうお考えか。あるいは、市川委員が御指摘になった収容代替措置というようなことを増やしていくという方向で御検討なのか、その点が1点です。

2点目は、入国者等の収容施設において女性の収容者も増えてきている一方で、女性の職員が少ないのではないかと指摘もあるかと思っておりますけれども、臨時で職員を増やされるときに、男性と女性の職員の比率を考慮し、女性収容者に対して女性職員が対応できるように女性の職員を増やすとか、そういう女性への配慮ということがどの程度考えられているのかという点が2点。

それから3点目は、オリンピックでやはりたくさん外国の方いらっしゃると思いますが、何もないことを祈りますが、地震とか災害の可能性を考えたときに、空港施設などで、一時的に外国人がたくさん来たときの防災対策についてどの程度お考えなのか、もし御意見があれば教えてください。

以上です。

○田中座長 これはどちらからですか。

○清水警備課長 すみません、収容関係は警備課から御説明いたします。

委員御指摘の収容施設のキャパシティでございますが、一応施設としてはキャパシ

ティーは十分あると考えてはおります。一応全国で3,700ほど定員がありまして、その監視を、勤務員が警備官、公安職がやっております。その人員については現在なるべくそういう人達を収容の監視勤務員というのはきちんと置くようにはしていますが、そういう意味で全てまかなえるかというのはなかなか難しいところでございます。その点については、例えば長期に収容されて、人道上問題がある、病気とかけがとかそういう人道上どうしても収容に耐えられないという方については、仮放免という措置をとりまして、一時的に収容施設、退去の途中であったり、あるいは退去が決まっていたりする方ではあります。一時的に施設の外に出ています。

当然、在留活動は禁止されておりますので、身元保証人とかきちんとした日本で活動しないという条件の下に許可をするという措置で、いわゆる収容代替措置みたいな形で運用はしております。

あと、女性に対する配慮でございますが、これにつきましても確かに女性の警備官が、いわゆるその監視勤務員というのは非常に限られておりまして、夜勤は女性にとってもなかなか体力的にきついということがございまして、確かに刑務所でもそういうことがあると聞いておりますが、そういうものを含めまして、場所を決めて、例えば東日本では東京入管が800人という定員がございまして、一番大きいところでございますので、女性はなるべくそこに収容して、女性の職員もそこに集めようというような形でなるべく女性は女性に対応するというように配慮をするように考えております。

それから、災害については、一部ほかの部署も関係すると思っておりますが、大村入国者収容所についても、災害用に避難民ということで一応そういう施設も一部、作ってはおります。

以上でございます。

○滝澤委員 一つコメント、それから短い質問を三つほど。

コメントとしては、様々なメジャーがとられて、これはいいことだと思うんですね。外国へ来て長く待たされるのはつらいものですから、非常にいいことだと思います。

それから、もう一つはその大量に外国人が来るにも関わらず、日本のいわゆる不法滞在者が6万人ほどであると。これは世界に恐らくトップクラスの数字じゃないかと思うんですね。そういう点では既に世界トップにいつているんじゃないかという気がいたします。

質問として三つありまして、一つは上陸拒否をされた場合は、どうなるのか。自分でチケットを買い直して行くのか、それとも、ここでいつまでもいることができるのか。何年か前にフランスで3カ月ぐらい空港で暮らしているという人がいたと聞いたんですけども、日本の場合どうなるかということですね。これが第1点。

第2点が、空港での難民申請が平成27年で173件ということですが、これはどういう形で来たのか。例えばパスポートやビザを持ってきたのか、それとも偽造で来たかしているのか。どういう形で来たかということが質問ですね。

それと関連するんですけども、一時庇護上陸許可が年に数件であるということですが、173件の空港での申請があったけれども、許可は数件ということなのではないでしょうか。やや少ないなという感じもするんですね。

3番目の質問ですが、プレクリアランス等を使ってどんどんと効率的に日本に来てもらえるようにすると、これは非常にいいと思うんですけども、同時に厳格化も進んでいる中で、恐らく正規のパスポートなりビザを持っていない難民が日本に来るとするのは、プレクリアランスがあれば事実上不可能だと思うんですね。

難民条約としては、日本に来ない限りは申請ができないということですから、結果的には「日本には行けないね」ということになるかと思うんですが、例えばプレクリアランス制度を使って海外の国際空港で難民申請者かどうかを確認するということができるかどうか。

これについて、そんなことが検討されているかお尋ねしたいと思います。

○田中座長 幾つかありますけれども、どうぞ。

○君塚審判課長 最初に上陸拒否の現状についてお尋ねがありました。

基本的には、先ほど御説明申し上げた審査ブースで審査を行うわけですが、例えばパスポートがどうも怪しいとか、それからブラックリストに載っていると、あるいはこれは一番多いのでありますけれども、入国目的がどうもおかしいという場合については、別室で審査を行うこととなります。これには幾つかの段階がありますが、口頭審理、あるいは異議申立て後の裁決という形で、3段階に分かれて手続を行っています。

この間の身柄については、空港内の施設にとどまっていただくということになります。その間に手続をしまして、やはり上陸の許可はできないということになりますと、退去命令が出されることとなります。

そうすると、先ほど申し上げたように、航空会社の方に出国の手続を依頼するということとなります。

上陸拒否の手続に関しましては、入国審査官が行い、その間施設にとどめ置くことも入国審査官の方で対応するということでもあります。

退去命令を出したにも関わらず、通常それに従っていただく人が多いわけですけれども、いや、帰りませんと、退去命令に従わなかった場合は、私どもの用語では「不退去」と言っていますけれども、退去強制手続の方に移行しますので、入国審査官から入国警備官の方に身柄が引き渡されます。そこでまた違反調査を行って、引き続き退去強制手続ということになるわけです。

ちなみに一昨年、平成27年における上陸拒否者数というのは、約4,600名です。その前の平成26年が3,600ということでございます。昨年分については、間もなく公表できる運びです。

以上でございます。

○福原難民認定室長 引き続きまして、難民認定申請について御質問がございました。

先ほど申し上げましたとおり、平成27年の数字でございますけれども、空海港での申請は173件ということで、基本的には大半の方が空海港ではなくて、一旦入国された後に難民申請をしていらっしゃるのが実情であると説明をさせていただいたところでございます。

この173人でございますけれども、空海港で難民認定申請をされた方ということで統計をとっているわけでございますけれども、いわゆる空港支局、空港を管轄している

支局で退去強制手続をとられていた方ということでカウントがされておりまして、実は173名全員の方について、上陸手続で結局上陸許可が得られずに、退去命令が出され、退去命令を出された後もそのままどまり続けたことによって、退去強制手続がとられたという方々でございまして、退去強制手続の中で難民認定申請をされている方々でございました。

それから、先ほど一時庇護についてでございますが、これも平成27年の数字になりますけれども、171件の申請があつて、4件が許可されているということで、非常に少ないという御指摘があつたところでございます。

そうした中で、やはり日本にたどり着いて申請をするということではなくて、海外でそういった方のスクリーニングのようなことができないかという御指摘だというふうに理解をいたしますけれども、確かに滝澤委員御指摘のとおり、日本の難民認定制度、一時庇護もこの際含めてでございますけれども、日本にいらっしゃる方でなければ利用できない制度になっているわけでございますが、片や日本政府におきましては、いわゆる第三国定住という制度を運用しておりまして、これは海外で庇護を求めて隣国に逃れた難民の方を日本に再定住させるということで、日本に受け入れているという制度でございまして、現在マレーシア、それからタイでございますけれども、そこからミャンマー難民を受け入れているところでございますが、やはり外国から難民として受け入れるという手続についてはこの第三国定住、英語で言うところのリセットメントという手続で受け入れるということが一般的なようでございます。

また、そのスクリーニングにつきましては、これは実際、第三国定住、現在行っている手続もそうでございますけれども、やはりいろいろな点について審査を行わなければならないということもあり、空港のプレクリアランスのような形で簡単にはできないところもあるものですから、きちんとインタビューなどしなければいけないということもありまして、実際現在の第三国定住でも入管から職員を派遣して、数日間掛けてインタビューなどをして、それから受入れを決めていくという手続になっているもので、なかなかこのプレクリアランスを使つてのスクリーニングというのは難しいのではなからうかというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

滝澤委員がおっしゃったけれども、退去命令出た人は、その人を送り返すのは、エアラインの責任だという理解でいいのでしょうか。

○君塚審判課長 そのとおりです。

基本的に入管法第59条にそのような規定がございまして、退去命令が出た者については、エアラインが対応すると。それ以外にも様々な形態がありますけれども、いずれにしても入管法の規定、これは国際的にも基本的に航空会社の結果責任ということで、その責任と費用において、その上陸拒否された者を国外に送り返す、基本的に元いたところに送り返すということです。

○田中座長 それで、でも、エアラインの方がその人にはやっぱり自分が運ぶんだから、あなたお金払いなさいよというふうに言うのは、それはエアラインとその人との間の民

事問題だというふうに解釈する。

○君塚審判課長 おっしゃるとおりです。

ただ、一般的に日本に来る方は往復のチケットを持っていますので、その帰りのチケットをそのままオープンであったり、ディスカウントだったりするといろいろもめることもあるようですけれども、大体往復のチケットを持って日本にいられていますので、新たに費用が発生する場合とない場合、それはいろいろありますけれども、今田中座長がおっしゃったとおり、民事上の対応ということになるものと理解しております。

○田中座長 引き続き、奥脇先生と岡部先生から御質問の方はよろしいですか。

○奥脇委員 クルーズ船の外国人乗客の話を少し伺いたいのですが、クルーズ船、これは今後ますます盛んになってくるのだらうと思っています。一つの船に1,000人,1,500人と乗って来るわけですが、それについて特例上陸許可制度というのを設けられているということで、これは法務大臣が指定するクルーズ船と、指定旅客船というもの、これは今後どんどん増えていくのか、どういう基準でそれが指定されているのか等々もちょっと一つ気になる点で、その点も伺いたいと思いますが、さらに具体的な手続として、このクルーズ船について簡易な手続ということですが、これはクルーズ船が港に入ってからなのか、それともそのクルーズ船が日本の領海に入ったらできるのか、さらにそれ以前からやる気であるのか。ここは国際法上かなりいろいろ大きな問題が出てくる可能性があるわけですが、特に個人情報の保護に関する法令の規律、どこの国のものであるかとか、あるいはそもそも外国船上というのは外国、旗国の主権が及んでいるのではないかとか、いろいろ整理すべき問題がありそうです。

そういう問題を避けるとすると、できるだけ陸に近いところ、港に入ってしまうと問題ないのかもしれないわけですが、そうすると今度はクルーズ船の側は、港にできるだけ長くはとどまりたくないわけで、1,500人,1,000人、そういった人の上陸許可手続、簡易にしないととても1番目の人から1,500番目の人までの間に相当時間が掛かることになる。これでは困ると。横浜に着いてから箱根に行って、また戻ってきて、直ちに出航するとかですね。そういう計画を結構立てているように思うので、その辺の折り合いをどう付けるのかということがちょっと気になるわけです。

この簡易手続によれば、旅券、EDカードを船長が取りまとめて提出するわけですが、取りまとめるのはもっと船長が勝手に領海に入ったところでやるとか、あるいは公海上で既にそういう取りまとめを準備してやっておけばいいんだと、こういうことであれば相当に時間の短縮になるということでしょうか。

その後は、今度は指紋のみの提供ということですが、これもかなり大変な手続になるのではないかと思います。大体港に入ってから許可書の交付までの間に、どのぐらいの時間が経過するのか。こういう点を伺いたいと思っております。

○田中座長 それじゃ、もう一度これを説明してください。

○丸山入国在留課長 今御質問いただきましたクルーズ船の関係でございますが、まずどういった船を指定しているかということでございます。

現在、指定している船は30数隻でございます。基本的には過去に不法残留者を発生させていないなど、問題がない船ということと、あとは審査を簡易化する関係がござ

いますので、船会社あるいは船舶代理店の方で、一定の経済力があることをきちんと確認した乗客を乗せてくださいというお願いをしているところでございます。

あと、入管の審査にいろいろ御協力いただけるという約束をしていただくということもあります。ただ、当方としてもこの簡易化審査の対象を増やしたいところではございますので、そこはきちんと対応するとお約束いただいたところについては、できるだけ指定をしているところでございます。

それで、実際の審査の場面でございますが、大きく分けると日本国内でやる場合と、海上でできないのかという御質問だったと思います。

日本国内へ到着の場合、大きく分けて二つございまして、一つは港によってはC I Q、入管の施設が用意してあるところがございまして、そちらの方ですと博多港とか那覇港、比較的大きな港には整備されておまして、乗客は順次船から降りていただいて、検疫、入管、税関手続を流れ作業のようにやっていくイメージでございます。

そちらの方は、電算システムも入っておりますし、顔写真は取得せず、指紋のみを取得していることなどから1人当たりの審査時間は20数秒で今、対応しているところでございます。

あと、そういった施設がない港に入った場合、あるいは博多港の場合は同時に2隻入りますと、1か所の方は施設がございませんので、そういった場合は岸壁に到着した後、入国審査官が船に乗り込んで、レストラン等の場所をおかりして、そこに審査機器を設置して審査を開始するということになりますので、これだけでもそういった到着港にターミナルがあるかどうかでも、30分ぐらいは差が付くところでございます。

あと、公海上でできないのか。先ほど御指摘ございましたとおり、国際法上公権力の行使の兼ね合いとかの関係はどうなのかということで、実は試しでやりました。というのは、これにつきましては、外務省を経由して旗国の方に口上書を出して、個人識別情報の提供について同意していただけるかどうかということで試してございまして、公海上では個人識別情報の取得のみをやることとしました。先ほど御指摘ございました、情報の保護の関係がございまして、照合の方は日本国内、領海に入った後に照合を行うという形で一度香港から那覇に入る船、3,800人の船で昨年やっております。

ただ、他方、なかなか乗客の方を誘導していただくとか、あるいはその場合ですと後ほどの情報の照合の兼ね合いで、一人一人パスポートを読み取るという作業も入りまして、そうしますと、乗組員の方にはかなり御協力をいただいて対応する必要がございまして、

クルーズ船は一旦パスポートを全部預かっているという状況がございまして、公海上でそういった作業をしますと、一旦船会社が御本人にパスポートを返して、それを審査官に見せて、審査官がその情報を読み取って本人にお返しし、本人はまた船会社に返すというような作業で、実はこのとき3,800人の審査を行うのに11時間掛かっております。

通常、これは港でやりますと2時間ぐらいで終わる作業でございまして、入管としましてはそういった御希望があれば審査官を派遣して、洋上でそういった作業をしますよということは御案内しておりますけれども、船会社の方が現行の簡易化された船舶観光上陸許可、これにかなり満足されていて、御要望がない状況でございまして、ただ、もっ

と合理的に洋上でできないのかということは引き続き検討しているところでございます。

○田中座長 高橋委員。この関連でどうぞ。

○高橋委員 先ほど1,000人,1,500人とお話ありましたが、御案内のとおり来るので大きいのは多分5,000人ぐらいにはなるわけですね。かつ、博多だと多分二つ並んで大型船がということですし、それから、クルーズ船はさらに九州だと拠点港化していくわけで、そういう意味では、かつ、クルーズ船の運用会社もほぼ数社にかなりレギュラーに決まってくるので、そうすると船会社に対して相当この部分について協力してくれ、あるいは協力することをいろんな優遇の条件にするとかとすれば、かなり船会社の協力を得られると思いますけれども、それはクルーズ船が帰国するときに国交省がいろんな便宜を図るとかという流れの中でやり取りしているわけなので、この入国審査についてもかなり船会社と協力してより早いプロセスにしていくなり、利便性を高めるという、交渉の余地って相当あるように思うんですけども、是非そこを使っていたきたいなというふうに思うんですけどもね。使うというか、やっていただきたいなど。

○田中座長 これは御意見ということで承って。

それでは、岡部委員。

○岡部委員 ありがとうございます。

私も意見と、あと質問がありますけれども、最初に先ほど話が出たその庇護申請者の受入れシステムを水際だけでなく、ほかに代替策を検討するというところで、第三国定住の話が出ましたけれども、私もその第三国定住システムを拡大するということは基本的にいいことだと思います。

特に紛争地域からの避難民をどうするかという課題は、緊急を要する課題でもありませんし、最近それこそ話題になっている国内避難民をどういうふうに保護するかということについて、世界各国は問題を模索している中、このシステムであれば比較的運用は易しいかなというような気がします。

もちろん、(難民対策)連絡調整会議等々で具体的な対象をどういうふうに絞るかという問題が出てくるかと思いますが、でも、方向性としてはそちらの方に積極的に進めていければよいと思います。

それから、手続の簡素化ということについても、体感としてですが、ほかの国を訪れた経験からすると、日本の入管はそれでも手続が早くて、これ以上素早い手続を目指すのはすばらしいなという感想に尽きますけれども、同時に入ってくる人が増えるということは、やはり必然的にセキュリティー上の対策というものも何らかの付加的な措置が必要なんじゃないかなというふうにも思うわけなんですね。

それに関連して、御説明の中での、PNR等の情報を活用してテロリスト等を水際で「確実に」発見しという文言に少し引っ掛かりました。やはり水際だけの審査で確実な発見というものは難しいんじゃないかなと思います。日本の領土内に入ってきてから各方に移動した後の外国人の動向というものを、ある程度人権に配慮しながらも押さえる必要が出てくるのではないかなと。

もともと警察当局等との連携で、蓄積されているノウハウはあるかと思いますが

も、これから先そういったノウハウをさらに拡充していく御意向なのかどうかということをお伺いしたい。

あと1点、ちょっと小さなとかテクニカルな質問ですが、先ほど市川委員が御質問された、この一時庇護上陸許可の話ですが、ちょっと私、聞き漏らしてしまったと思うのでお伺いしたいのですけれども、紛争退避許可と言うんですかね、こういうものも運用を行っているというふうに伺ったんですけれども、これは一時庇護上陸許可の一部というふうに捉えてよろしいですか。それとも、それとは別物として運用されているということでしょうか。

以上です。

○田中座長 それでは、答えられるところを引き続きお願いします。

○丸山入国在留課長 それでは、まず入国在留課から。

テロリスト等の入国阻止ということで、確かに水際でPNR等だけというわけではないですけれども、当然関係機関との連携は日々深まっておりまして、いろんな情報のやり取りの中で、特に入管でできるところを最大限やっていくという趣旨で、その一つとしてPNR等の活用、あるいは関係機関との情報連携の中で、水際で全てできるとは申しませんが、やはり陸続きの欧州と比べれば、やはり水際に対する期待が非常に高いということで、そう一度説明をさせていただいたところで、当然国内関係機関との連携というのは、当然重視していかなければならないと考えております。

○福原難民認定室長 難民の関係でございますけれども、まず、難民認定申請の方から少し説明をさせていただきますが、難民認定申請手続の中で、当然認定、不認定の判断というのは、難民条約に基づいて難民条約上の難民に該当するかどうかということと判断しているところでございますけれども、実はその難民と認定されなくても人道上の配慮が必要ということがあれば、人道上の配慮に基づいて在留を認めるという取扱いをしているわけでございます。

これは法律上にもそういう規定がございますが、特別に在留を認めるということがあるわけでございますけれども、このときに紛争退避機会として例えばシリアから逃れてきたような方がいらっしゃれば、そういった方を仮に難民条約上の難民に該当しない場合であっても、人道的に日本で受け入れる必要があるということで、在留を認めているわけでございますけれども、これは紛争退避機会としての在留を認めているというふうに説明をさせていただいているところでございます。

これが難民手続上の運用でございますけれども、次に一時庇護でございますが、これは一時庇護上陸許可につきまして、先ほど説明をさせていただきましたとおり、入管法の規定によりまして、どういう要件になっているかといいますと、難民条約上の理由、その他これに準ずる理由により生命、身体、または身体の自由を害される恐れがあった領域から逃れてきていること。それから、その方を一時的に上陸させることが相当であることという、この2点になっているわけでございますけれども、もともと一時庇護上陸許可の場合は、その他これに準ずる理由によりということで、難民条約上の迫害事由以外のものについても加味することができるようになっているわけでございます。

実際の運用におきましては、仮に難民条約上の理由に該当しないような場合であった

としても、一時庇護上陸許可を認めるという運用もやっております、これも先ほどの難民手続と似たような話でございますけれども、シリアから逃れてきているような方がいらっしゃる、実際に一時庇護上陸を許可しているということがあるわけでございます。

ですので、一時庇護上陸許可の運用の中で、紛争退避機会として日本での上陸を認めているという、そういう運用になっているということでございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、井上委員、それから、明石委員。

○井上委員 ありがとうございます。

私からは、観光立国推進という点から御発言させていただきたいと思います。これから2020年の4,000万人体制に向けて、出入国審査の待ち時間短縮について色々なお取組をいただいていることが、大変よく分かりました。

ただ、この2020年の前にも2019年にラグビーのワールドカップもありまして、これも40万人という話もございますので、2020年を待つことなく改善をしていただきたいというふうに思います。

ちょっと細かい点で質問です。資料の2ページで主要7大空港の待ち時間の短縮のグラフがございますけれども、この中で新千歳が著しく短縮しています。この原因が分かれば教えていただきたい。あと、今後、待ち時間短縮のためにはテクノロジーを活用した自動化がキーになってくると思いますので、この自動化ゲートを今後さらに拡充していく御予定とか、例えば成田の第3ターミナルとか、そういうところへ拡充していく御予定があるのかどうか。あと、このトラスティド・トラベラー・プログラムの方は、ちょっとまだ件数が少ないということですが、この普及のための方策、取組が何かあれば教えていただきたいと思います。

○田中座長 それじゃ、具体的な質問がありますので、是非お答えください。

○丸山入国在留課長 まず、新千歳空港につきましては、恐らく平成27年度、平成28年度、2年続けて審査ブースを大幅に増やしてきたということで、それに応じて審査体制を強化してきたということが一つ影響しているかと思います。

2点目の自動化ゲートの普及につきましては、これは先ほど申し上げました日本人の顔認証の導入に合わせて、4大空港に導入する予定にしておりますし、将来的にはさらに外国人の出国の自動化につきましては、それらの4大空港に加えて、外国人の入国者が多い新千歳、福岡、那覇についても視野に入れているところでございます。

まだ最終決定はしていませんが、仮に外国人の出国の自動化について、顔認証技術を使うということになれば、当然同じ機器で日本人の出国の確認もできるようになりますので、そういった意味では主要7大空港への配備ということを念頭に今、検討をしているところでございます。

あと、TTPの運用拡大につきましても、もちろん広報活動ということで、具体的には今、外務省の方にもお願いして、在外公館の方のホームページへのリンクであるとか、あるいは航空会社の方への御依頼等を順次やっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○田中座長 それでよろしいですかね。では、明石委員。

○明石委員 ありがとうございます。

先ほど何度か言及があった15ページと16ページに出ているPNRは、現行の主な水際対策の中に含まれており「航空会社に対し、PNR（乗客予約記録）の報告を求めることができる」とあります。

その真ん中ほどのPNRの分析・活用の高度化の箇所には、「PNRの電子的取得を開始し」とありまして、ここで確認したかったのが、PNRは自動的に全ての航空会社、あるいはフライトから自動的に電子的取得をしているのか、そうでないのであれば、実際のところどの程度報告を求めているのかという点です。全ての報告ということでは、何か選択基準といいますか、特定の航空会社あるいはフライトについて、集中的に収集して分析をしているのか、そういった方針みたいなものがもし分かれば御教示いただきたいというのが1点です。

もう1点ですが、私の記憶、認識違いだったら正していただきたいですけれども、以前、日韓ワールドカップが開催されたときに、そういった国際的なスポーツ大会、あるいは国際的なイベントに支障を来すような人物、フーリガンとかの入国が事前に分かっていたらそういった可能性のある人物を入国させないという措置をしていたと思います。

今後2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会にも効いてくるような改正だったかと思うのですが、この条項というのは今でも生きていて、それによってどれぐらいの上陸拒否があるのでしょうか。先ほど君塚審判課長から2015年の上陸拒否が4,600人ぐらいというお話がありましたが、その中でもこうした国際イベント、スポーツ大会に対して問題行動を起こしかねない人物の上陸拒否といった事例がありましたら、教えていただければ幸いです。

以上です。

○田中座長 それでは、よろしく申し上げます。

○近江出入国管理情報企画官 それでは、最初の御質問、PNRについてお答え申し上げます。

情報企画官の近江と申します。

明石委員から今御質問ありましたPNR、乗客予約記録、でございますが、平成26年に入管法を改正し、平成27年1月から入管局が航空会社に対し求めることができることとなりました。

その後、平成28年1月から電子的な取得が始まりまして、今まで紙で御提出いただいていた航空会社につきましても電子で報告をいただいています。

政府の今後の方針でございますが、平成27年5月の国際組織犯罪等国際テロ対策推進本部決定においても、政府として、電子的にPNRを提出していただくことを推進することとしており、御協力をいただいているという状況でございます。

おおむね9割方の航空会社からは御協力をいただいているという状況になっております。

以上でございます。

○田中座長 引き続き。

○君塚審判課長 今、明石委員からの御質問があったいわゆる日韓ワールドカップに関することについてです。

いわゆる「フーリガン条項」についてということとして、今の入管法5条に定める上陸拒否事由の中に、非常に長い条文で今も残っておりまして、当然これは今後の大きな国際大会、あるいは国際会議等々でも適用されるわけでございます。

種々、要件がありまして、なかなかその適用事例といいますのも難しい部分がありますが、ただ、去年の伊勢志摩サミットでも、警察等の連携によって様々な情報を頂くわけです。その中で、上陸拒否事由に当てはまるということであれば、それを適用していくわけですけれども、必ずしもかっちりその上陸拒否事由に当てはまらない場合であっても、先ほど申し上げた入国目的について精査といいますか、別室でよく聴取して、上陸拒否事由には当たらないだけけれども、その入国目的に照らして、様々な在留資格の該当性があるかどうかということになるわけですけれども、それにどうも当てはまらないということであれば、そちらの方で厳格な審査を行った経緯がありまして、結果として日本に入れなかったという者については、それなりに存在するということでございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、座長代理。

○安富座長代理 よろしいですか。

情報企画官がさっきおっしゃったところで、電子的な提供という方法なのですけれども、それはその各航空会社とある専用回線において、オンラインでつながっているものがこちらに提供されるという御趣旨ですか。

○近江出入国管理情報企画官 おっしゃるとおりでございます。

PNRの活用で、官庁では私どもと水際対策を一緒にやっております関税局が、同じような法律の規定を持っております。政府の空港港湾関係のシステムがございまして、そちらを経由して関税局と入管局が同時に航空会社から電子的に報告をいただきまして、それを一緒に使っているという状況になっております。

以上です。

○安富座長代理 ありがとうございます。

これは情報管理官かあるいは在留課長か、いずれかにお答えいただければと思うのですが、5ページのところでブラックリストというふうに書いてありまして、被退去強制者、それからICPO等からの警察手配という情報がブラックリストというような形で使用されるというような絵に見えますけれども、この顔写真ですかね、顔画像と言うんですかね、いろいろ言葉が出てくるのですが、この有効利用といいますか、効果的な利用という意味で言うと、他の諸機関、様々な機関から、どのような形でどのような情報をブラックリストに載せるという形で収集されるのかによっては、有効に使えるかどうかというのはかなりレベル差が出てくると思うのですね。

ブラックリストですから、余り細かいことをここで何うのも適当ではないかなと思いますので、大まかな形で結構ですけれども、顔写真といいますと、従来のパスポートで

も撮ったときから10年経つと大分変わってくることもあります。それから、テロリスト等であれば、何らかの方法で入国する際に、ブラックに載っているだろうということを推測できれば、何らかの形で顔や髪の毛で変えろとか、いろんなことをやってくると思うのですね。

そうすると、常識的に考えると、顔の中でも特定の部位の、余り変わらない部分を中心に顔写真での照合をされるのかなと思うのですが、そういう理解でいいのかどうか。具体的に詳細をお答えいただかなくて結構ですのでご説明いただければと思います。

それから、ブラックリストについて、その他の諸機関からももらうことですが、有効な使い方ができるように情報をもたらっていると理解していいのかどうかということをお答えいただければ有り難いです。

以上です。

○近江出入国管理情報企画官 お答え申し上げます。

今お話しいただきましたとおり、なかなか細かくお話しするところは難しい部分もございまして、入管の方ではこのブラックリストでの顔の活用と、あと、入在課長から最初申し上げました、いわゆる円滑化の方での日本人の顔の照合ということで、昨今、顔認証技術というのを活用しようというところで、厳格化、円滑化、両方ともに導入しているという状況でございます。

それは仕組みとしては両方とも同じでございまして、安富座長代理がおっしゃるように指紋というのは、同一人の確認ということが技術的に可能ですが、顔認証技術というものは自動的に同一人性を確認できるところまではいっていないというのが、現実でございます。

鑑識につきましては、精度が上がる鑑識方法について技術の向上を図っていくこととしています。

以上でございます。

○田中座長 青山委員、何かございますか。

○青山委員 ありがとうございます。

会議の時間が差し迫っていることから、ご返答は次回の会議で結構ですが、私は地方創生の一環としてクルーズ船に関心を持っています。資料19ページの左下に、港別の入国者数が示されておりますが、ここで記載されている「その他」にはどの港湾が含まれているのか、次回で良いので教えていただければ大変幸いです。

○田中座長 もし今答えられるなら、どうぞ。

○丸山入国在留課長 その他につきましては、かなり数は減りますけれども、九州のほかの港、八代とか佐世保等もございまして、あと、中国地方の広島でございまして、境港、四国では高知とか、あと関東地方では横浜とかというところがございまして、また次回の機会にももう少し詳しいことを御説明させていただきたいと思っております。

○田中座長 どうもありがとうございます。どうぞ。

○市川委員 1点だけ補足させていただいてもよろしいですか。

○田中座長 市川委員。

○市川委員 私、先ほど時間をいただいてしまったので、本当に簡単なコメントだけで。

先ほどの最初の上陸時の庇護希望者なんですけれども、一つ、専門官としての難民調査官は多分空港では余りいらっしゃらなくて、入国審査官と難民調査官の両方を兼ねているという方がいらっしゃるので、やはり専門性のある専門官としての難民調査官を入れていただきたいということと、仮滞在許可も空港申請した者に限定して見ると許可率は非常に下がって、多分約9%から、かなり下がってくるというふうに思っていますので、空港で庇護を求めた人が、そのまま収容されてそのまま帰されているというような、そういうイメージを与えると、先ほどあったように入ってから申請する人が増えていくということになりかねない。ですから、どのタイミングで申請をしても最後まできちんと手続が保証されて終わっていくという、そういうバランスのとれたシステムというのも入国時から考えていただきたいというのが私の持っている問題意識ということでございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

今のは御意見ということで是非参考にさせていただければと思いますし、私も審査官の人数が足りないというので大変だと思いますけれども、是非いろいろ研修等を工夫していただいて、ここで幹部の方々が御指摘になったようなスタンダードは実施されるという体制を是非効果的につくっていただければと有り難いと思います。

もしこれでさらに質問、今是非ともということがなければこれで終わりにしたいんですけれども、よろしゅうございますか。

それでは、本日の審議はこれで終わりにさせていただいて、続いて、前回の高度人材ポイント制の見直しの進捗状況を最後に簡単に説明しておいていただいたらいいのではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○根岸企画室長 企画室長の根岸でございます。

簡単に今の状況について御説明申し上げます。

第2回の会合で御議論いただきました、高度外国人材に関する永住許可要件の緩和ですとか、ポイントの追加ですけれども、その会合で大体方向性については御理解をいただきまして、その方向性に沿いまして関係省庁間の協議を行って、法務省令の改正案ですとか、永住許可のガイドラインの改定案を作成しまして、事前に皆さんに資料をお送りいたしましたけれども、本年1月18日から2月16日までパブリックコメントの実施をいたしました。

パブリックコメントにおいては、永住許可のところを中心にですけれども、期間が短くなるということで、御心配の声を多くいただいておりますが、永住申請までに必要な期間を短くするだけで、そのほかの審査というところはしっかりやるということには変わりませんし、あるいは法定の事由に当たる場合には在留資格の取消しであったり、退去強制になるというようなところも変わりません。そういったことをこれからしっかり丁寧説明していく必要があるというふうに思っております。

今後、最終的な省令改正ですとか、ガイドラインの改定の手続を進めまして、当初は年度内の実施というのを目指しておりましたけれども、若干超えるかもしれませんが、いずれにしても可能な限り速やかに実施に移してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

3 今後の予定等について

○田中座長 それでは、最後に次回の懇談会の予定等について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。

次回の会合につきましては、急遽御議論いただくような事項がない限りは、引き続き本日同様、入国管理局の業務概況について御説明をさせていただきたいと考えております。

また、日程につきましては、改めて事務局から日程調整の御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

4 閉 会

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして第7次出入国管理政策懇談会第3回会合を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。